

西東京市青少年問題協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西東京市青少年問題協議会条例（平成13年西東京市条例第192号）に基づき、西東京市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(専門委員)

第2条 市長は、協議会の要請により、専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、協議会より付議された特別の事項について、調査研究し、その結果を協議会に報告することとする。

(専門部会)

第3条 協議会は、必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員の数は若干名とし、協議会委員の中から会長が協議会に諮って指名する。

3 市長は、前項の部会員のほかに協議会の要請により、協議会委員外の部会員を委嘱することができる。

4 専門部会は、協議会より付議された事項について、調査又は審議する。

5 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会員のうちから互選する。

6 専門部会は、部会長がこれを招集する。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、子育て支援部児童青少年課で処理する。

(委任)

第5条 この規則の定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月5日規則第52号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成26年9月18日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日規則第4号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。